

令和7年度矢吹町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、次のとおり定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本町の全ての課及び事務局での物品等の調達に適用するものとする。

3 調達する物品等

(1) 物品

- ア 加工食品（パン、クッキー、お惣菜等）
- イ 農産物（卵、花苗、種等）
- ウ 生活雑貨（ぞうきん、アクリルたわし、石鹸等）
- エ 手工芸品（ポケットティッシュケース、シュシュ、ポプリ等）
- オ その他障がい者就労支援施設が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 軽作業（シール貼り、袋詰め等）
- イ 草刈、清掃作業
- ウ 分別、解体作業
- エ その他障がい者就労支援施設が提供可能な役務

(3) 目標

令和7年度は令和6年度の実績を上回ることを目標とする。

4 基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障がいのある人の自立に資するため、各課等において、可能な限り幅広い分野から物品等の調達に努める。

(2) 予算の適正な執行との調整

調達に関する他の施策等との調和を図るとともに、調達に係る施策の効果的な実施や予算の適正な執行に努める。

(3) 障がい者就労施設等との協働による推進

障がい者就労施設等に対し、需要の拡大に資する自主的・主体的な取り組みを促しつつ、協働による調達の推進に努める。

5 その他物品等の調達の推進に関する事項

障がい者就労施設等から供給される物品等に関する情報を提供するとともに、必要に応じて調達推進に向けた調整を行う。

6 進行管理

年度終了後、各課等における調達の実績を保健福祉課で取りまとめる。